院外処方箋の「一般名処方」について

当院で発行する院外処方箋は、後発医薬品が存在する場合、「商品名」ではなく、「一般名（有効成分名）」での処方となります。

「一般名処方」とすることで、患者さん自身が保険薬局で「先発医薬品」「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選ぶことができます。なお、令和 6 年 10 月からは、後発医薬品の使用促進から先発医薬品を希望される場合には、薬剤費の一部を負担していただくことになります。（長期収載品の選定療養）

薬を選択する際には、保険薬局の薬剤師の説明を受け、ご相談ください。

「薬の安定供給」や「後発医薬品の使用促進」のため、国の政策として推進されていますので、ご理解とご協力をお願いします。

※詳しくは厚生労働省ホームページ「後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後続品（バイオシミラー）の使用促進について」（外部サイトへリンク）をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kouhatu-iyaku/index.html

※ご不明な点があれば主治医もしくは薬剤師にご相談ください。